

CBAMへの対応に関する委員会の運営について

本委員会及び資料等の公開については、以下のとおりとする。

1. 本委員会の公開について

率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として議事要旨含め公開しない。

2. 資料の公開について

資料の取扱いについて、事務局作成資料は、率直かつ自由な意見交換に支障のない範囲で、原則として公開するものとする。参加者の提供資料等、事務局作成資料以外の資料は、原則として非公開とする。

以上